

コンプライアンス遵守の経営について

横浜ゴム(株) (社長：南雲忠信) は、7月7日、韓国公正取引委員会から、マリンホース販売をめぐるカルテルに関して、申告者に対する措置減免制度の適用を受けた結果、是正措置及び課徴金を100%免除された旨、通知を受けました。

横浜ゴムは、かねてより独占禁止法の遵守に取り組み、談合やカルテルに関わることをしないよう、社内にコンプライアンス推進室を設けるなど、その排除に努めてまいりました。しかしながら2006年秋、本件に関する社内調査の過程におきまして、当該商品の販売に関するカルテルへの関与が明らかとなりましたので、韓国公正取引委員会に、独占規制及び公正取引に関する法律及びその施行令に基づく措置減免の申請を行ないました。

お客様はじめ株主の皆様、その他関係各位には多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。横浜ゴムでは、引き続き談合やカルテルへの関与等の独占禁止法違反となる行為の排除はもとより、コンプライアンス遵守の経営の徹底に全社一丸となって取り組んで参りますので、皆様の温かいご理解とご支援を賜ります様、合わせてお願い申し上げます。

このリリースに関するお問い合わせ先
横浜ゴム(株) 広報部 担当：石塚
TEL:03-5400-4531 FAX:03-5400-4570